

阿波市こども計画策定業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画として位置付ける阿波市こども計画（計画期間は令和7年度から令和11年度まで）の策定にあたり、令和5年度に実施したニーズ調査の結果及び現状の分析、関係法令や本市の子ども・子育て支援施策等を踏まえた計画策定を目的とする。

なお、本計画は、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・子育て支援法等に基づく計画を包含した一体的な計画とし、国のこども大綱等を勘案して策定するものとする。

2 委託業務の概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 業務名称 | 阿波市こども計画策定業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「阿波市こども計画策定業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和7年3月25日（火）まで |
| (4) 提案上限額 | 6,600,000円（消費税及び地方消費税を除く。） |

3 実施形式

公募型プロポーザルによる随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書等の内容について、本市関係者で構成する阿波市子ども計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、優先交渉権者を選定する。

4 参加資格

本プロポーザルの参加事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 阿波市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成17年4月1日施行）に基づく指名停止の措置の基準対象となっていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定において、人口規模3万人以上の市町村での受託実績を有していること。※調査業務のみは対象外とする。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を、3回以上更新した実績を有する法人で

あること。

- (7) 四国内に本社、支社、出張所、営業所等のいずれかがあること。
- (8) 前記(1)で規定する阿波市入札参加資格者名簿に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、阿波市契約管財課において配布されている一般競争入札(指名競争入札)参加資格申請書に必要書類を添付の上、参加表明書等の提出期限(5月8日)までに事務局へ提出すること。確認した上で当該プロポーザルへの参加の可否を決定する。

5 スケジュール(予定)

手続等	期間・期日等
実施要領の公表	令和6年4月18日(木)
質問書の受付期限	令和6年4月25日(木)午後5時まで
質問書に対する回答	令和6年4月30日(火)
参加表明書等の提出期限	令和6年5月8日(水)午後5時必着 ※参加資格審査結果は都度通知します。
企画提案書等の提出期限	令和6年5月16日(木)午後5時必着
プレゼンテーションの実施	令和6年5月27日(月)(予定)
選定結果の通知	令和6年5月29日(水)(予定)
契約締結	令和6年6月4日(火)(予定)

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問書の提出期限
令和6年4月25日(木)午後5時まで
- (2) 質問書の提出方法
質問書(様式6)に必要事項を記入し、事務局宛に電子メールにより提出する。
メールの表題は「こども計画のプロポーザルに関する質問」とし、質問を送付した際は、事務局へ電話にて受信確認を行うこと。
- (3) 質問書の回答
質問に対する回答は、令和6年4月30日(火)までに、阿波市ホームページに掲載する。
- (4) その他
電話や直接来庁による質問には応じない。また、本プロポーザルへ参加する事業者数や事業者名、選定委員会委員に関する事など、提案書の作成に関係ない内容や事務局がプロポーザルの評価等に影響を及ぼすと判断した内容の質問は受け付けない。

7 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限
令和6年5月8日(水)午後5時必着

- (2) 提出先
事務局（阿波市健康福祉部 子育て支援課）
- (3) 提出方法
郵送（書留または簡易書留による）
- (4) 提出部数
各1部
- (5) 提出書類
- ① 参加表明書（様式1）
 - ② 誓約書（様式2）
※前記「4参加資格」の（8）に該当する場合のみ提出
 - ③ 会社概要書（様式3及びパンフレット等）
 - ④ 業務実績書（様式4）
※第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務の受託者として業務を完了し、成果品の
検査に合格した実績を確認できるものを添付すること。（業務完了承認書の写し）
 - ⑤ 管理責任者調書（様式5）
 - ⑥ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を、3回以上更新している実績を証明
できる書類の写し

8 参加資格要件の確認

参加表明書等を提出した者の参加資格要件を実施要領に基づき審査し、参加資格要件に適合しているかどうかについて、参加資格審査結果通知書により都度通知する。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
令和6年5月16日（木）午後5時必着
- (2) 提出先
事務局（阿波市健康福祉部 子育て支援課）
- (3) 提出方法
郵送（書留または簡易書留による）
- (4) 提出部数
6部（正本1部、副本5部）
- (5) 提出書類
- ① 企画提案提出書（様式7）
 - ② 企画提案書（様式8）
※仕様書及び別紙「阿波市こども計画策定業務委託プロポーザル評価項目及び配点」
に留意した上で、次の事項について明記すること。

- ア 業務の執行体制及びスケジュール
 - イ 国・県等の政策動向等の把握
 - ウ ニーズ調査結果の分析と課題の抽出・整理
 - エ こどもの意見の反映
 - オ 計画策定の手法等
 - カ 子ども・子育て会議等の運営支援
 - キ パブリックコメントの実施支援
 - ク 調査結果報告書や計画書の作成における、分かりやすさ、読みやすさの工夫
- ※上記の事項アについては、工程表等の作成上、A 3 版を利用した方が分かりやすい場合は、A 3 版の利用を可とする。

③ 見積書及び積算内訳書（任意様式）

※本業務に必要な経費を算出し、積算内訳を具体的に記載すること。見積及び内訳の金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

(6) その他留意事項

- ① 提出書類の規格は、原則として縦A 4 版左綴じ、横書きとすること。
- ② 提出書類のうち、企画提案書（様式 8）については、会社名、ロゴマーク等、企画提案書等の作成者が特定される表示をしないこと。

10 プロポーザルの辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式 9）を事務局へ提出すること。

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 1 6 日（木）午後 5 時必着

(2) 提出先

事務局（阿波市健康福祉部 子育て支援課）

(3) 提出方法

郵送（書留または簡易書留による）

11 候補者の選定等

候補者の選定は、選定委員会において次により実施する。

(1) プレゼンテーション

① 実施日時

令和 6 年 5 月 2 7 日（月）予定 ※詳細な日時は別途通知する。

② 実施場所

阿波市役所会議室

③ 実施時間

1 者につき 3 0 分以内（概ねプレゼンテーション 2 0 分以内、質疑応答 1 0 分以内）

とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

④ その他

ア プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順に実施する。

イ プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。管理責任者となる予定の者は、特段の事情のない限り出席すること。

ウ プレゼンテーションは、提出された企画提案書を基に行うものとし、説明のスタイルは自由とする。ただし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションにおいて、プロジェクター等は、すべて提案者側で用意すること。ただし、スクリーンは本市で用意する。

オ プレゼンテーション・質疑応答は個別に行い、非公開とする。

(2) 選定方法等

① 企画提案書等の内容やプレゼンテーションでの説明、選定委員会委員からの質問に対する回答等について、別紙「阿波市こども計画策定業務委託プロポーザル評価項目及び配点」に基づき評価（採点）する。

② 採点及び集計後、総合得点が満点の6割以上で、最も高い総合得点の者を交渉権第1位とし、次の順位の者を第2位の候補者として選定する。

なお、最高得点同数が2者以上ある場合は、業務実績及び見積書の配点を除いた最も高い評価点を獲得している者を交渉権第1位の候補者として選定する。

それでもなお得点同数がある場合は、当該得点同数者によるくじにて交渉権第1位の候補者を選定する。

③ 提案者が1者のみの場合でも審査を実施し、総合得点が満点の6割以上の場合に限り、受託候補者として選定する。

④ 交渉権第1位の候補者とは、業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、随意契約を締結する。なお、交渉権第1位の候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、交渉権第2位の候補者と委託契約に向けた協議を行うこととする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーションに参加したすべての提案者に、令和6年5月29日（水）（予定）に文書で通知するとともに、阿波市のホームページにて公表する。なお、この審査の経緯及び選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

12 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当した場合は失格となることがあるので留意すること。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査の公平性を害する行為があった場合

(3) 提出された見積金額が、提案上限額を超えているとき

(4) その他選定委員会が不適格と認めた場合

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の提出後は、記載された内容の変更及び追加書類の提出は認めない。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、優先交渉権者の選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。ただし、阿波市情報公開条例（平成17年4月1日 条例第9号）に基づき公表する場合がある。

14 事務局（各種問合せ及び提出先）

阿波市健康福祉部 子育て支援課（担当 江本）

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

電話：0883-36-6813（直通）

E-mail アドレス：kosodate@awa.i-tokushima.jp